

# 一宮市立大徳小学校ホームページ運用規定

令和6年4月5日改定

## 1 趣旨

本規定は、「一宮市学校教育ネットワーク管理運用要綱」（以下、「運用要綱」と言う。）及び一宮市小中学校におけるホームページ公開に関する要綱（以下、「公開に関する要綱」と言う。）に基づいて、一宮市立大徳小学校におけるホームページ公開に関する必要事項を定めるものとする。

## 2 ホームページ開設目的

本校の教育活動を広く発信し、開かれた学校づくりの一助とするとともに、その教育成果を公開する中で意見を収集し、その後の教育計画に役立てることを目的とする。

## 3 ホームページによる情報発信

管理責任者は校長とする。校長は、「運用要綱」「公開に関する要綱」及び本規程に基づいて適切な発信内容であることを確認しなければならない。

学校ホームページによる情報発信は、学校の公的名称「一宮市立大徳小学校」を使用する。管理責任者である校長名をホームページ上に掲載する。

ホームページによる情報発信ができるのは本校の教職員でなければならない。従って、児童、PTA 役員、同窓会役員等が作成したページを発信する場合、担当者は校長の承認を得なければならない。

## 4 児童の個人情報の発信とその範囲

ホームページで児童生徒の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者に対して、個人情報を発信する趣旨を説明し、同意を得た上で発信するものとする。

学校のホームページに掲載した児童生徒の個人情報について、本人もしくは保護者から訂正・削除の要請があった場合には、速やかに要請に応じなければならない。

学校のホームページで発信する児童生徒の個人情報の発信に関しては、次の各号に定めるものとする。

- (1) 氏名については、発信を認めない。
- (2) 児童生徒の意見、主張、作品等については教育上の効果を考慮し発信することができる。
- (3) 児童生徒の写真を使う場合は、集合写真など個人が特定できないものや同意のあるもののみ発信することができる。
- (4) 個人情報は発信しないものとする。